

このシステムは、言語による119番通報が困難な聴覚及び言語障害者等が緊急通報を行う補助手段として、携帯電話及びPHSから電子メールを利用して消防指令センターに119番通報（火災や救急などの緊急通報）若しくはFAXを利用して119番通報を行い、消防車や救急車の要請ができるものです。

なお、近くの方に助けを求めることができるときは、通報を依頼してください。

## 1. 利用対象者

新城市、設楽町、東栄町及び豊根村に在住、在勤又は通学している聴覚又は言語・音声等に機能障害がある方が対象となります。

## 2. 利用範囲

新城市消防本部管内（新城市・設楽町・東栄町・豊根村）及び豊橋市、豊川市、小坂井町

## 3. 利用条件

- (1) 新城市消防本部に対し、eメール119番・FAX119番各種申請書にて申請された方のみ利用することができます。
- (2) eメール119番のご利用にあたっては、インターネットを使用する電子メール機能を有した携帯電話等による情報提供が必要です。

## 4. 利用手続

### (1)申請について

eメール119番・FAX119番の各種申込みについての各窓口は、新城市消防防災センター及び各分署、出張所又は管内の市町村役場の福祉担当が窓口です。この各窓口若しくは、新城市ホームページより「eメール119番・FAX119番各種申請書」を取得し、必要事項を記入の上、各窓口へ提出してください。

### (2)登録・利用開始通知について

eメール119番・FAX119番各種申請書にて申請後、おおむね10日以内に申請登録が完了します。

申請登録が済み次第、消防指令センターから登録者に対し、「eメール119番利用の登録をしました。消防指令センターのeメール119番専用のメールアドレスは〇〇〇〇〇です。今からご利用できます。」とメールで通知します。

尚、FAX119番につきましては、申請時にFAX番号が記入された「FAX119番緊急通報用紙」をお渡し致しますので、これを利用し通報してください。

### (3)利用開始について

eメール119番の利用を開始するには、消防指令センターから通知のあったeメール119番専用のメールアドレスを、ご利用の携帯電話やインターネット端末にあらかじめ登録し、緊急時スムーズに通報が行えるよう準備を整えておくことをおすすめします。

又、FAX119番の利用を開始する場合にも、申請時にお渡ししました「FAX119番緊急通報用紙」の太枠部分をあらかじめ記入し、緊急時スムーズに通報が行えるよう準備を整えておくことをおすすめします。

### (4)申請変更及び利用中止について

申請事項の変更又は利用を中止する場合は、利用申請時と同様の書類に必要事項を記入し各窓口へ提出してください。

## 5. eメール119番通報要領

携帯電話機又はインターネット端末機から消防指令センターのeメール119番専用メールアドレスへ電子メールにより通報してください。

### メール通報例

題名：救急(火災)

本文：〇〇が痛い(が燃えています)。〇〇市〇〇町字〇〇番地 〇〇マンション〇〇号室の〇〇〇〇(氏名)です。目標は〇〇です。

(注) メール通報を受付したのち、消防指令センターから確認メールを送ります。

### 消防指令センターからの確認メール

RE: 救急(火災)

本文：こちらは消防指令センターです。あなたの救急(火災)通報メールを〇〇時〇〇分に受付しました。救急車(消防車)がそちらに向かっています。近づいてきたら手を大きく振って誘導してください。

## 6. 利用上の注意事項 (利用申請される場合は必ずご了承願います。)

- ◆ eメール119番通報は、一般の電子メールサービスを使用しますので、遅延または消失することがあります。
- ◆ eメール119番通報は、通信可能な場所にて送信、受信してください。
- ◆ eメール119番通報は、登録されたアドレス以外からの通報は受信できません。
- ◆ eメール119番通報受信後に、「救急車が向かいました。」などの返信メールを送信します。また、通報者のいる場所が特定できない場合にも、確認のための返信メールを送信します。この返信メールが届かない場合や、あなたのいる場所の住所地がわからない場合などは、近くの方に助けを求めるなど別の手段で通報してください。
- ◆ eメール119番通報は、新城市消防本部、豊橋市消防本部及び豊川市消防本部管内からの要請に限り利用することができます。これらの消防本部の業務区域外において消防機関に緊急通報する場合は、近くの方に助けを求めるなど別の手段で、管轄する消防機関に通報してください。
- ◆ eメール119番通報を利用する場合の通信利用料は、利用者負担となります。
- ◆ eメール119番専用のメールアドレスは、絶対に他に漏らさないでください。
- ◆ eメール119番通報は、緊急通報用専用ですので、問い合わせなどには使用しないでください。尚、eメール119番に関するお尋ねなどがありましたら、下記へお気軽にご相談ください。

【問合せ先】

**消防指令センター**

〒440-0874 豊橋市東松山町 23 番地

電話:0532-51-2075

FAX:0532-56-0033

E-mail:tsushinshirei@city.toyohashi.lg.jp

(eメール119番のメールアドレスではありません)